

情報提供に関する取扱要領

（目的）

第 1 条 この要領は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の有機認証業務規程第 29 条第 6 項により行う認証情報の提供等の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（情報の提供について）

第 2 条 JAS 法第 19 条第 4 項及び JAS 法施行規則第 50 条に基づき、この法人の保有する情報（登録認証機関が認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報として主務省で定めるものに限る。）を提供する。

2 前項に定めた以外に他の登録認証機関より情報提供を求められた場合は、申請者又は認証事業者の同意を得て情報提供を行うものとする。

（情報提供の受付）

第 3 条 認証の情報提供を希望する登録認証機関は、『情報提供に関する依頼書』の提出をもって受付を行うものとする。

（情報提供の拒否）

第 4 条 他の登録認証機関からこの法人が保有する認証の情報提供を求められた時に、以下の場合には情報提供を拒むことができる。

- ① この法人の有機認証業務規程や下位規程で定める文書保存期間を経過し、認証に関する情報を既に破棄し保有していない場合
- ② この法人の有機認証業務規程や下位規程の規定に基づき要求する書類を提出しない場合や手数料を納付しない場合等、登録認証機関が定める手続きや条件に従わない場合
- ③ 情報提供依頼の理由が説明されない場合又は依頼理由が不明確であるため情報提供の必要性が確認できない場合
- ④ 新たな認証の申請、認証事業者による認証条件への違反の疑い、外国からの照会等の情報提供が必要になる事態が生じている旨を確認できず、情報提供の必要性が認められない場合
- ⑤ 第 2 条の 2 項に係る情報提供について、申請者又は認証事業者の同意が得られない場合

2 提供する情報の一部にこの法人の審査担当者名等の個人情報又は業務実施上のノウハウに関する情報等の機密情報が含まれており、当該情報が認証業務に必要な範囲を超えると認められる場合は、当該情報が記載されている箇所を黒塗り又は除外して提供する。

(情報提供の依頼の手順)

第 5 条 情報提供を求める登録認証機関は、別に定める『情報提供に関する依頼書』をこの法人に提出する。

2 認証部員は、『情報提供に関する依頼書』を確認し、情報提供を求める登録認証機関へ請求書を発行する。

3 認証部員は、手数料の入金を確認後、すみやかに依頼された必要な書類を整えるものとする。

(情報提供発行に係る料金)

第 6 条 この法人は、情報提供にあたり、以下の手数料を徴収するものとする。

J A S 法第 1 9 条第 4 項に基づく手数料	5 5 , 0 0 0 円
その他の情報提供手数料	3 3 , 0 0 0 円

(規程の変更)

第 7 条 この要領の変更は、常務役会の決議により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この要領に定めのない事項は、常務役会の決議により別に定める。

(附則)

1. この要領は、2 0 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

公益財団法人
自然農法国際研究開発センター
認証部長 殿

登録認証機関名

担当者名

有機 JAS 情報提供依頼書

日本農林規格等に関する法律第 19 条の 4 に基づき、以下の情報の提供を依頼致します。

1. 情報提供を求める認証事業者

事業者名：

認証の種類：

(☐有機農産物・☐有機加工食品)

2. 日本農林規格等に関する法律施行規則第 50 条に規定する書類

- ① ☐ 第 48 条第 1 項第 1 号イ及びロの規定による確認の結果並びに認証の可否に係る判断の根拠
- ② ☐ 第 48 条第 1 項第 1 号ニの規定により通知された事項
- ③ ☐ 第 48 条第 1 項第 1 号ニ並びに同項第 3 号イ、ロ及びニの規定による請求の理由及び請求した事項並びに当該請求への対応の状況
- ④ ☐ 第 48 条第 1 項第 1 号ニの規定による調査の結果及び遵守の有無に係る判断の根拠
- ⑤ ☐ 第 48 条第 1 項第 1 号ニの規定により報告された過去の格付実績
- ⑥ ☐ 第 48 条第 1 項第 1 号ニに規定により報告された事項及び提出された物件並びに職員による立入検査及び質問により確認した事項
- ⑦ ☐ 第 48 条第 1 項第 2 号イ、ロ、ハ及びホの規定による確認の結果並びに適合の有無に係る判断の根拠
- ⑧ ☐ 第 48 条第 1 項第 3 号への規定による指導の理由及び内容並びに認証の取消しその他の措置を講じた場合は当該措置の内容
- ⑨ ☐ 第 48 条第 1 項第 5 号の規定による審査の結果及び書面の発行の可否に係る判断の根拠
- ⑩ ☐ 第 49 条第 7 項の規定により報告した事項

3. その他、上記以外の情報 (提供を求める理由及びその情報を具体的に記載)

以 上